



町長のまちづくり奮闘記

～元気で笑顔のあふれる福島町を実現するために～

【災害を考え災害に備える・・・】

今年の福島大神宮のお祭りは、台風十八号の影響を受け、一日限りの町内巡行となってしまいました。

大型で強い台風十八号は、九月十七日から十八日にかけて当町に強い雨と風をもたらしました。

町は、台風の上陸に備え、函館地方気象台及び渡島総合振興局からの情報収集に努めることともに、十七日午後五時に自主避難場所を役場と吉岡支所に開設いたしました。

十七日夜間の避難者の数は、福島地区六名、吉岡地区三名の計九名の方が自主避難しております。

午後十時過ぎに、気象台より大雨・洪水・暴風・波浪警報が発表されたことから、十七日夜から十八日未明にかけて、職員及び消防職員を中心に町内の道路や河川等の巡回を行っております。

また、十八日早朝台風

の接近を受けて、午前五時に全職員を招集し、各地区の避難所の開設準備を行うとともに、午前六時五十分に役場に災害対策本部を設置しました。

また、避難所の開設や避難勧告の発令などの対策を準備し、渡島総合振興局及び函館地方気象台からの土砂災害警戒情報の発表を受け、午前八時五分に町内全域に避難勧告を発令するとともに、吉野母と子の家など九か所に避難場所を開設しました。

その後、午前九時に福島川の水位が2.9メートルに達し、避難判断水位の2.85メートルを超え、氾濫危険水位である3.27メートルに到達する恐れがあると判断しましたので、九時二十分に福島川の両岸の川原町及び汐見町並びに月崎の一の一部を対象に避難指示を発令しております。

避難にあたっては防災

行政無線及び町と消防の広報車並びに町内会長と連携を図り、職員が対象世帯を個別訪問し、避難のお願いをいたしました。その結果、避難場所へ避難された方は、全体で百六十二の方が避難をされております。

また、氾濫の恐れが高まったため、福島川左岸の一部に大型土嚢を積んで対応いたしました。

なお、福島川の水位については午前九時三十分まで達し、川原町地区においては、排水溝からの逆流で側溝から道路へ水が溢れた状況となりましたが、その後、雨も弱まり水位が減少したことから、避難指示及び避難勧告は解除いたしました。

今回の台風により福島川が氾濫する危機的状况に至りましたが、幸い大事に至らず安堵いたしました。

町内会長及び消防団などのご協力に改めて感謝を申し上げます。

この度の台風を通じて町のトップとして、町民の生命財産を守る責務の重さを改めて感じております。

町民の安心・安全を守るためには情報収集に努め、先見力を持って判断、決断し、そして迅速に行動・実行することが大切です。

福島川の氾濫の危険性を考え、いち早く避難指示を発動いたしました。災害時には瞬時の総合的な判断が必要です。

昨今は、地球温暖化や気象の変化によりゲリラ豪雨などが多発しており、いっどこで災害が発生しても不思議でない状況です。

今後も引き続き緊張感を持って、日頃から災害に備え万全を期してまいります。